

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要領

農林水産省生産局長通知
制 定 平成21年4月1日 20生産第9852号

第1 事業の取組等

1 事業の取組

多収性稲種子の安定供給支援事業（以下「本事業」という。）においては、米粉・飼料用米等の低コスト生産に資する多収性稲種子を安定的に供給し、米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立に資するため、都道府県段階における次の取組を支援するものとする。

(1) 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定

新規需要米の生産状況を把握し、多収性稲種子の需要見通しに基づく生産計画を策定する。

(2) 多収性稲種子の生産に係る技術指導

多収性稲種子の安定的な生産を行うため、種子生産団体等への技術指導を実施する。

(3) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

多収性稲種子の需要量の変動に対応して安定供給を行うため、生産された多収性稲種子の一部を活用して種子供給量を調整する体制を構築する。

2 事業の成果目標

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9851号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1の生産局長等が別に定める成果目標の内容は、事業の実施により、事業を実施した都道府県における多収性稲種子の安定供給体制の確立が図られることとする。

3 目標年度

要綱第3の1の生産局長等が別に定める目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって事業を実施する場合は事業最終年度とすることができる。）とする。

4 事業実施主体

要綱第3の2の(2)の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者並びに組織及び運営についての規約の定めがあつて、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること
- (2) 所在又は事業を展開する都道府県の全域又は相当程度の範囲の地域を対象として本事業を実施する民間団体であつて、多収性稲の種子を自ら又は他の機関へ委託すること等によって種子の増殖が実施可能な体制を有している又は有することが確実に見込まれること
- (3) 当該民間団体の活動によって構築された多収性稲種子の供給体制が、種子の供給を受けようとする特定の者、団体等を排除するものでないこと

5 事業対象作物

要綱第3の2の(3)の生産局長が別に定める品種は、別記に掲げる品種とする。ただし、専ら主食用品種として現に栽培されている品種は対象としないものとする。

6 不正行為等に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第2 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成内容及び提出手続

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、要綱第4の事業実施計画を作成し、事業実施主体が本事業を展開する都道府県を經由して地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。その際、都道府県においては、事業実施主体が当該都道府県において多収性稲種子の安定供給に係る取組を実施するための体制を有しているか等、その妥当性について意見を付して地方農政局長等に提出するものとする。また、原則、各都道府県における事業実施主体数は一つとするものとし、複数の事業実施主体から事業実施計画の提出があり、かつ、事業実施地域に重複がある場合は、当該都道府県は事業実施主体としての妥当性について順位を付すものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ都道府県及び生産者団体と調整を図ることとする。
- (3) 国は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ資料の提出を求められるものとする。
- (4) 別に定める公募要領により選定された交付金等交付候補者については、要綱第4の1の事業実施計画の承認を得たものとする。
- (5) 要綱第4の4の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は(1)及び(2)に準じて行うものとする。
 - ア 事業の中止
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 事業実施期間の変更
 - エ 事業費又は事業量の3割を超える変更

2 事業計画の承認基準

地方農政局長等は、事業実施計画の承認に当たり、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が、本事業の目的に沿っていること
- (2) 取組の内容が、事業実施体制から見て適切であること

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、水田農業構造改革交付金交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な

指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

4 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第3 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第8の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式第3号により、翌年度の7月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討して、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第4 事業の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は要綱第9の1の規定により、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により作成した成果報告書を、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、提出された成果報告書の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該成果報告書における事業評価が事業実施計画で定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ 地方農政局長等は、天災等外的な要因により、事業計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、すみやかに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度や事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業計画に掲げた成果目標が達成されていない場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に対し、改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

イ 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の9月末日までに生産局長に報告するものとする。

3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は、本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

- (2) 2の(3)のイの報告を受けた生産局長は、事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。
- (3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。
- (4) 生産局長は、事業評価委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

第5 事業の実施基準

- 1 第1の1の(1)の多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定については、多収性稲種子の生産計画の策定、生産計画の策定に向けた多収性稲種子の需要の調査及び検討会等の開催を実施できるものとする。なお、生産計画については、需要調査の結果に基づき、適切な規模のものとする。
- 2 第1の1の(2)の多収性稲種子の生産に係る技術指導については、現地指導、現地ほ場の巡回調査、現地研修会の開催、栽培マニュアルの作成等により、多収性稲種子の生産を行う団体等への技術指導を実施できるものとする。
- 3 第1の1の(3)の多収性稲種子の安定供給システムの構築については、一定量の多収性稲種子の保管を行うことにより、多収性稲種子の需要量の変動に対応して供給量を調整する体制の構築を実施できるものとする。この場合における交付対象経費は、安定的な供給量の確保に必要な最小限の多収性稲種子の保管料、保管種子の検査費用及び種子として適さなくなった保管種子の処分料とする。
- 4 次に掲げる経費は交付対象外とする。
 - (1) 種子の生産委託費や機械・資材費等、多収性稲種子の生産活動に直接的に要する経費
 - (2) 種子生産以外の多収性稲の生産に係る経費
 - (3) 本事業による保管種子以外の検査費用及び処分料

第6 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

別記

ふくひびき、タカナリ、北陸193号、西海203号、べこごのみ、べこあおば、クサユタカ、夢あおば、ホシアオバ、クサホナミ、モミロマン、クサノホシ、リーフスター、たちすがた、タチアオバ、はまさり、その他多収性の発揮による低コスト生産が見込まれる品種であることが育成試験結果等から確認された品種

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度多収性稲種子の安定供給支援事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9852号生産局長通知）第2の1の規定に基づき、事業実施計画について別添のとおり作成しましたので、承認を申請します。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

記

（担当者）

所属・役職

担当者氏名

電話番号

fax番号

注）関係書類として、別添「多収性稲種子の安定供給支援事業実施計画書」を添付すること。

年次計画（事業実施期間を2年以上とする事業に限る。）

取組名	年次計画						全体計画	
	前年度まで		当該年度		次年度以降			
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
1. 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定								
2. 多収性稲種子の生産に係る技術指導								
3. 多収性稲種子の安定供給システムの構築								

4 事業の実施体制

事業実施主体と関係機関・団体、生産者の関係が分かるように記載してください。

5 主な取組の具体的内容及びスケジュール

(1) 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定

ア. 需要調査

対象者	事業量	内容	実施時期	備考

イ. 検討会等の開催

参集範囲	事業量	内容	開催時期	備考

ウ. 計画の策定

計画名	内容	策定時期	備考

(2) 多収性稲種子の生産に係る技術指導

ア. 現地指導会・研修会の開催

参集範囲	開催地	事業量	内容	開催時期	備考

イ. 現地ほ場巡回調査等

実地地区	事業量	内容	実施時期	備考

ウ. 栽培マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

(3) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

ア. 多収性稲種子の保管

品種	保管場所	保管数量	保管期間	(参考) 事業実施地区における多収性稲種子の需要量

イ. 保管種子の廃棄

品種	保管場所	廃棄処分数量	処分方法	理由

6 事後評価の検証方法

7 事業費内訳

取組名	事業量 (単価、回数、 数量等)	事業に要する 経費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己資金	その他	
1.〇〇費		千円	千円	千円	千円	
2.〇〇費						
3.〇〇費						

8 添付資料

- ・ 管理運営規定等
- ・ 対象品種の説明資料(実施要領別記に品種名が記載されていない品種の場合に、当該品種が多収性であること、主食用として栽培されていないこと等を説明する。)

地方農政局長等 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

平成21年度多収性稲種子の安定供給支援事業交付決定前着手届

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9852号生産局長通知）第2の3の規定に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第3号

多収性稲種子の安定供給支援事業の事業実施状況報告（平成 年度）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9852号生産局長通知）第3の1の規定により別添のとおり報告する。

（注）別添の事業実施状況報告書を添付すること。

別添

多収性稲種子の安定供給支援事業実施状況報告書

事業実施主体名： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____ fax番号： _____
e-mailアドレス： _____

1 事業計画の概要

取組名	取組概要	課題	完了年月日	事業費	負担区分			補助率	備考
					国庫補助金	自己資金	その他		
1. 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定				千円	千円	千円	千円		
2. 多収性稲種子の生産に係る技術指導									
3. 多収性稲種子の安定供給システムの構築									

2 成果目標の達成状況

成果目標の内容	成果目標の達成状況	備考

3 主な取組の実施状況

(1) 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定

ア. 需要調査

対象者	事業量	内容	実施時期	備考

イ. 検討会等の開催

参集範囲	事業量	内容	開催時期	備考

ウ. 計画の策定

計画名	内容	策定時期	備考

(2) 多収性稲種子の生産に係る技術指導

ア. 現地指導会・研修会の開催

参集範囲	開催地	事業量	内容	開催時期	備考

イ. 現地ほ場巡回調査等

実地地区	事業量	内容	実施時期	備考

ウ. 栽培マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

(3) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

ア. 多収性稲種子の保管

品種	保管場所	保管数量	保管期間	(参考) 事業実施地区における多収性稲種子の需要量

イ. 保管種子の廃棄

品種	保管場所	廃棄処分数量	処分方法	理由

4 事業経費

取組名	事業量 (単価、回数、 数量等)	事業に要した 経費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己資金	その他	
1.〇〇費		千円	千円	千円	千円	
2.〇〇費						
3.〇〇費						

別記様式第4号

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

多収性稲種子の安定供給支援事業の成果報告書について

多収性稲種子の安定供給支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9852号生産局長通知）第4の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（注）関係書類として、別添「多収性稲種子の安定供給支援事業成果報告書」を添付すること。

別添

多収性稲種子の安定供給支援事業成果報告書

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

第 1 事業の内容

項目	取組内容

(注) 事業実施計画時に提出した項目、取組内容を記載すること。

第 2 事業の実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の成果

具体的な取組内容	
成果目標の内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	

(注) 「成果目標の内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。